

# 税務経理

●昭和24年10月25日 第3種郵便物認可●発行/毎週2回火・金曜日(但し祝日を除く)●発行所/時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号 T104-8178  
◎時事通信社2013

## 目次

【特集】2013年度税制改正と今後の展望(2).....	2
【シリーズ】ビギナーのための「中小企業会計要領の基礎」(10).....	10
【全国特集】都道府県・政令市2013・2012年度の税収見通し(6)(相模原市、京都市).....	16
【二ユース詳報】経済被害220兆円―南海トラフ巨大地震・内閣府推計.....	18
神奈川県の企業税条例は「違法」―いすが逆転勝訴・最高裁.....	19
【第一線】大都市局、財務部を新設―大阪府/「ベイジー」での市税収納開始―横浜市/新公会計制度の導入検討―名古屋市、など.....	20
【私の苦心】「徴収体制の継続に向けて」 大分市財務部納税課長 仲摩常義.....	29

## フォーラム

### 豚は太らせてから殺せ

弁護士・神戸大学名誉教授  
阿部 泰隆

これは養豚業者の鉄則である。やせたソクラテスならぬ、やせた豚では商品価値がない。筆者が38年も勤務していた神戸大学の構内には親イノシシがたくさんの子ども(ウリ坊、ウリのよう)に縋(し)模様が(ある)を連れて現れるので、入学試験の時は「イノシシにお気を付けてお帰りください」と受験生に言っていたものである。筆者はバットを持って、ウリ坊を殴り殺して丹波篠山名産のポタ鍋にして食べようかと思ったが、それではたぶん親イノシシにアベコベに討ち取られる。そのイ

ノシシも年中うまいのではなく、冬前の丸々太った時が時期だという。日本の税法は、税務官庁にも、納税者が太る(徴税額が増加する)まで待つてから、申告の違法を指摘して、収獲することを正当化している。税務署は、納税者の申告に誤りがあると気が付いても、その年は指摘しない。そうすると、納税者は、その翌年も同じ誤りを犯す。そして、少なくとも3年待つてから廻(まわ)つて違法を指摘して、3年前の分から修正申告を促す。税務署の調査を

受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税は課されないが、気が付かないでいて、調査を受けて修正申告させられたら、3年分の過少申告加算税を課される。さらに、延滞税の計算は面倒で、特例もあるが、徴収される。最初の年に違法を指摘されれば、その年度だけで終わる。次の年からは、過少申告加算税や延滞税を課されることはない。太るのを待てるシステムは不正義ではないのか。

更正の期間がその年だけではなく、偽りその他不正の行為があれば7年、そうでなくても、3年、5年となっているのは、税務官庁が調査しきれないからであると思われるが、しかし、税務官庁にも速やかに調査する義務を課すべきであり、納税者が巧妙にごまかした場合などを除き、申告書を見て分かる範囲のことはその年度に指摘すべきではないか。少なくとも納税者が堂々と申告した場合には、その年度を過ぎてからは、その後の調査により過少申告が発見されたとしても、本税はともかく過少申告の制裁を課すべきではない。過少申告加算税はせいぜい最後の年だけに限定すべきである。

延滞税は基本的に法定納期限の翌日から発生するが、納税者が課税の誤りに気が付かない場合には、延滞税の立法理由である納税を促進する効果もない。延滞税は、納付すべきことを知った日の翌日から起算すべきではないか。